

## 佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：テニスコート

会 場	時間等	金 額
鼻顔公園テニスコート	午前 6 時から午後 5 時まで	1 時間 1 面：260 円
千曲運動広場テニスコート		
県民佐久運動広場テニスコート		
浅科テニスコート		
望月テニスコート		
臼田テニスコート	午前 6 時から午後 9 時 30 分	1 時間 1 面：260 円
	電気料	1 時間：410 円

(備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの（以下「市外使用者」という。）の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍（市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2 倍）に相当する額とする。

2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。

3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。